

令和7年度 第5回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和8年3月12日（木） 午後3時28分～5時15分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者（五十音順）

公益代表委員	古賀、橋口、宮川、森部
労働者代表委員	沖、鎌田、重黒木、白崎、土居
使用者代表委員	岩切、河野、酒匂、中原、久富
事務局	吉越労働局長、吉野労働基準部長、平元賃金室長、木村室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今より、第5回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。まず、本日の出席状況ですが、公益代表の大山委員が欠席となっています。1名の委員が欠席されていますので、本日の委員の出席者数は14名になりますが、これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定された定足数、「委員の3分の2以上出席」などを満たしていますことをご報告申し上げます。

それでは、続きまして、本日の議事録の確認の件ですけれども、今回は白崎委員と河野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか

（両委員 了承）

どうぞよろしく申し上げます。今回の審議会の開催につきましては2月25日から3月6日まで、傍聴希望に関する公示を行いました。今回は傍聴の申込みはありませんでした。ちなみに、後ろの傍聴者席に1名着席させていただいていますが、こちらは傍聴希望者ではなく、今回は労働局の職員が1名、事務局の補助としまして、参加させていただいておりますので、ご承知おきいただけますよう、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、次に、今回の審議会から新たにご参加いただくことになった委員が1名いらっしゃいますので、ここで紹介をさせていただきたいと思っております。お手元に配付しております資料1の第58期宮崎地方最低賃金審議会委員名簿をご覧ください。令和8年1月9日に委員名簿を更新しておりますが、労働者代表の田中委員の辞任に伴いまして、令和8年1月9日付けで新たに沖委員を任命させて頂いております。それでは、ここで、沖委員に、一言、ご挨拶をお願いしたいと思います。沖委員、どうぞ、よろしく申し上げます。

【沖委員】

はい。沖と申します。前任の田中に引き続いてUAゼンセン宮崎支部から参加させていただきます。沖と申しますので、よろしく申し上げます。

【室長補佐】

ありがとうございました。それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。橋口会長、どうぞよろしく願いいたします。

【橋口会長】

どうも皆さまお久しぶりです。今日もどうぞよろしく願いいたします。それでは会次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。まず、議題1の「令和8年度特定産業別最低賃金の改正に係る意向表明」について、事務局から説明をお願いします。

【室長補佐】

はい。それでは、「令和8年度の特定最低賃金の改正にかかる意向表明」につきまして、私の方から、説明をさせていただきます。配付資料19ページの資料5をご覧ください。

特定最低賃金の改正の申出を行う業種につきましては、概ね前年度末を目途に、その意向の有無を審議会において労使に確認することとされています。また、その際に、労働局長に対し申出の意向の表明があったものにつきましては、併せて審議会に対し報告を行うこととなっています。

そして、今回、令和8年2月19日付けで、連合宮崎様から、2026年度の特定最低賃金改正の申し出に関する意向表明が行われていますが、資料5がその意向表明の文書になります。

これによりますと、記の1の「自動車(新車)小売業」につきましては、自動車総連宮崎地方協議会から、そして、2の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」につきましては、電機連合宮崎地域懇談会から、そして、3の「各種商品小売業」につきましては、宮崎県小売業産別最賃労組連絡会議から、4の「部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業」につきましては、日本食品関連産業労働組合総連合会宮崎地区協議会から、それぞれ、金額改正の申出を行うことと、その提出時期を2026年7月中旬に予定しているとの意向表明がなされていますので、ここで報告させていただきます。

次に21ページの資料6についてですが、こちらは令和7年度の特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数をまとめた資料になります。特定最賃の改正の申し出の要件の中に、「同種の基幹的労働者の3分の1以上」といった要件がございますが、その要件を確認する際に使用される数値になります。

この適用使用者数と適用労働者数につきましては、労働局の方で、毎年度、知り得る限りのデータを駆使しまして、更新を行っている数値になりますが、その中でも最新の令和7年度のもものが、こちらの資料6になります。

ちなみになんですけれども、毎年、第1回の本審で、こちらの最低賃金決定要覧という冊子をお配りしていますが、この要覧の中で多くのページを占めています各都道府県の特定最低賃金に関する内容につきましては、各労働局からのこのような数値の報告を基に作成されたものになります。例えば、この令和7年度の要覧をお持ちの方は132ページ、133ページをご覧ください。また、本日お持ちでない方はそのページをコピーしたものをテーブルの上に置いていますので、そちらの方をご覧くださいいただければと思います。このページは宮崎県の特定最賃の内容になります。この表の一番右の欄に「適用使用者数・適用労働者数」の記載がありますが、こちらは令和6年度の数値になります。先ほどの資料6は令和7年度の数値ですので、また来年度に配布します令和8年度版の要覧に掲載される数値になります。ただ若干、数値が変わる箇所がありまして、この要覧の「適用使用者数」のところは資料6の数値がそのまま採用されますが、もう一つの「適用労働者数」。こちらの方は、資料6の数値の一桁台のところを四捨五入した数値が要覧に掲載さ

れることになっているようです。それを踏まえまして、また令和8年度の要覧を配布した際にご確認いただければと思います。私からの説明は以上になります。

【橋口会長】

ありがとうございます。労働者代表委員から補足説明などありませんか。

【白崎委員】

はい。ご説明いただいたとおりです。補足は特にございません。

【橋口会長】

ただ今、事務局から意向表明について説明をいただきましたが、これにつきまして、ご質問やご意見等がございましたら発言をお願いします。

(質問・意見等なし)

よろしいですか。それでは次に、議題2の「特定(産業別)最低賃金に係る関係労使意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

はい、私の方から説明します。最低賃金の決定により影響を受けることとなる関係者の意向や実情を把握するために、最賃法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする」と規定されており、宮崎における特定最低賃金改正に係る審議に当たりましては、令和4年度の検討小委員会から関係労使の意見聴取を実施しております。

令和4年度は2つの産業の関係使用者と4つの産業の関係労働者に対して実施し、令和5年度以降は関係使用者からの意見陳述は無く、今年度も4つの産業の関係労働者から意見聴取を実施しております。

資料の23ページの資料7ですね。こちらに令和8年度の「特定最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)」をお示ししております。内容は前年を踏襲しておりますが、過去の実施を踏まえて、ご意見をいただきたいと考えております。また、現時点での意見陳述の予定の有無についても教えていただければと考えております。説明は以上です。

【橋口会長】

ありがとうございます。特定最賃に係る関係労使からの意見聴取について、ご意見等がございましたら発言をお願いします。

(意見なし)

【橋口会長】

事務局からの説明の中にありましたけれども、現時点での意見陳述の予定の有無、これに関しては、できれば労使それぞれから、お聞かせ頂きたいなというふうに考えているんですけども、まず労側の予定としては、いかがでしょうか。

【白崎委員】

はい。4業種について今回も陳述させていただきたいと考えています。

【橋口会長】

ありがとうございます。使側は如何でしょうか。

【河野委員】

現段階においては、4業種とも意見陳述の予定はございません。

【橋口会長】

ということですね。事務局、そういうことでよろしいですか。

【賃金室長】

はい。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。その他、ご意見等は、まあ、この問題に関してですけど、ございませんでしょうか。

【鎌田委員】

はい、よろしいでしょうか。

【橋口会長】

どうぞ。

【鎌田委員】

今、会長からも、できれば労使双方から意見陳述していただくといいといった発言もありました。私も昨年とか、一昨年等を含めてですね、使側がどうしても意見陳述無し。労側のみが意見陳述をしているところを鑑みますと、もう少しですね、これは必要性の有無は別問題として、お互いの課題等も共通認識するには、やはり、あってもいいのかなということで、少し発言をさせていただきます。

【橋口会長】

はい。他にどうですかね。事務局からも、もし、ご意見があれば。

【賃金室長】

とりあえず、今日時点では、ご意見として承りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【鎌田委員】

はい。

【橋口会長】

今、希望的なご意見として承りました。他にはございませんか。大丈夫ですか。

【重黒木委員】

ちょっと質問、よろしいでしょうか。

【橋口会長】

どうぞ。

【重黒木委員】

この23ページの案のところですが、時間は決まっているのでしょうか。それともたまたま書いているだけなのでしょうか。

【橋口会長】

「13時30分～16時00分」のところですか。

【重黒木委員】

日付の方は案で書かれてるんですけど。

【貸金室長】

これは前年度を踏襲しているということで、確定では無いということです。

【橋口会長】

他にございませんか。ご意見またはご質問、大丈夫ですかね。

それでは、特賃の意見聴取については、これまでの進め方を踏襲するというので、詳しくはまた検討小委員会において実施することといたしますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、今の段階で特定最低賃金につきましては、改正の必要性の有無や改正額の決定について、労使の合意を基本としていますので、今後、関係労使の意思疎通が十分図られるように、あらためてお願いを双方にいたします。よろしく願いいたします。

次に、議題3の「事業場視察について」、事務局から説明をお願いします。

【貸金室長】

はい、説明します。最低賃金法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする」と定められています。その手法の一つとして事業場の「実地視察」があり、審議会が必要と判断した場合に実施するとの位置づけとなっております。

これまで宮崎局においては、事業場視察を実施していませんでしたが、一昨年度、「宮崎地方最低賃金審議会事業場視察運営規程」を策定し、この運営規程に基づいて、昨年度から事業場視察を実施するか否かについて審議していただいております。なお、昨年度につきましては、労側

代表委員からの事業場視察の申出に基づき、第5回本審で審議しましたが、審議の結果、令和7年度は、事業場視察は実施しないことが決定しております。

資料29ページの資料8が「宮崎地方最低賃金審議会事業場視察運営規程」となります。運営規程第3条において、事業場視察を希望する委員は様式第1号により2月20日までに事務局、賃金室へ申し出ることとし、申し出が無い場合は次年度の事業場視察は実施しないこととなりますが、資料31ページの資料9のとおり、2月19日に白崎委員から申し出がありました。申し出があったことにつきましては、取り急ぎ、当日中に委員の皆様にはメールで共有させていただいております。本日は、この申出書に基づき、令和8年度に事業場視察を実施するか否かについてから、ご審議をお願いしたいと考えております。

また、実際に事業場視察を行うことが決定した場合は、資料33ページの資料10の「令和8年度事業場視察運営要領(案)」と、別にお手元に配付しています「ヒアリング票(案)」についてご審議をお願いしたいと考えています。なお、「ヒアリング票(案)」につきましては、一体資料とは別に配付しておりますが、これはヒアリング票につきましては、本日意見が出た場合、審議会中に意見を反映したヒアリング票の修正を行うのが難しいこと、また、実際に事業場視察を実施するのが7月を予定していますので、そこまでまだ日もあり、本日の審議会後に追加で意見が出る可能性もありますので、本日時点では、まだ、固めないようにしておきたいためであります。

なお、事業場視察を実施した場合、「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」に該当するものと思われることから議事要旨のみを公開することを予定しています。説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【橋口会長】

ただ今、事務局から説明がありました。一言、補足ですけれども、今、室長の方からご案内のとおり、資料8、29ページですね。これに事業場視察の運営規程が載っております、これから判断が必要なのは第4条の実施の判断ということになる訳ですね。申し出があった場合、今回申し出がありましたので、規程のとおりやりますと「視察を実施しようとする前年度末に開催される審議会」、つまりこの審議会ですね。本審議会において、「実施の可否について審議をする」というふうに、この規程のとおり、今から審議をするということになる訳です。その点、一言補足をさせていただきます。よろしいですかね。まあ、そのような説明が事務局からありましたが、申出書を提出された白崎委員から補足などございましたらお願いしたいんですけども。

【白崎委員】

はい、ありがとうございます。これまで労側としては、ずっと視察をしたいという希望を出させていただいておりました、やはり、この運営規程を見ましても、これをやって審議を深めていくということが非常に重要じゃないかと思っているところでございます。また、最近、最賃の方もずっと上がってはきているものの、全国的なところで比べると、まだ宮崎県は低いというところもある中で、事業場視察をすることで、様々な角度から審議を深めていけるのではないかと、いうふうに思っていますので、まずは一回やってみることもいいのではないかと、ということも含め、ご審議いただければと思っています。よろしく申し上げます。

【橋口会長】

ありがとうございました。今までの説明を含めてですけれども、皆様から、ご質問、ご意見等、頂きたいと思いますが、率直なところで何かございませんでしょうか。

【河野委員】

はい。

【橋口会長】

どうぞ、お願いします。

【河野委員】

白崎委員の方から出していただいた申し出があるんですけども、この中の「希望する事業場名又は業種」のところに色々書いてありますが、具体的にどこか目ぼしい事業場とかが、もし今、頭の中にあるのであれば教えていただきたい。

【白崎委員】

はい。個別のどこということはまだ考えておりませんので、宮崎の特徴的な産業のところとか、そういったところがいいのではないかと思うのですが、今日、そのあたりのことも深めていければと考えています。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。河野委員、よろしいですか。

【河野委員】

はい。

【酒匂委員】

質問よろしいですか。

【橋口会長】

はい、どうぞ。

【酒匂委員】

実際、何社ほど事業場視察されるということになられるんですかね。もし実行となった場合には、もちろん事務局の方の都合もあるかとは思いますが、1社、2社というふうになるのでしょうか。

【鎌田委員】

よろしいですかね。

【橋口会長】

どうぞ。

【鎌田委員】

規程には労使双方から出すというのがありますけれども、ただ、この審議では何社という規程は尊重しながら、その何社という明確なところはなくてもいいのかな、というふうに思っております。ただ1社となるとどうしても偏ってしまうのかなというところは我々も考えているところではあります。以上です。

【橋口会長】

酒匂委員、よろしいですか。

【酒匂委員】

事務局としては、大体何社くらいまでならと考えているのですか。

【賃金室長】

規程だけでいけば最大2社になると思います。1乃至2と書いておりますので。できれば労使双方から1社ずつ推薦があれば、一番いいかなとは思っています。

【橋口会長】

酒匂委員、よろしいですか。

【酒匂委員】

はい。目的として地域の実情、中小企業の実態を把握し参考とするということでは、何社だったら可能なかというところが、自分として見えないものですから。1社あるいは2社したところで、審議にどのような影響があるのかというところが、他県の事例を含めて、やってみて本当によかったということになるのかということが少し不安だとは思いますが。

【鎌田委員】

よろしいですかね。

【橋口会長】

はい。

【鎌田委員】

正直言うと、何社というところは、我々労側としても明確には定めていないまま今回出しているのも事実です。で、我々の目的としましてはですね、最低賃金の地賃の結果が全国最下位でした。1023円ですね。これを機にと言っはいいませんが、全国最下位ということを含めて、この事業場視察のような何か新しいこと、そういったことを行っていくというのも審議会の委員としては、公労使すべてで、必要ではなかろうかなというふうに思っています。で、近似値とか最低賃金近傍とかいう表現がございますが、もちろんそれはそれで大事かもしれませんが、例えば最低賃金を少しくりしている企業もですね、実際に行ってみて、どういう成功事例があるのか、あるいは価格転嫁がうまく進んでいるのかどうか。宮崎の地場産業は、今、春闘キャラバンで様々な経済団体等も回っておりますが、価格転嫁がうまく進んでいないといったご意見を多くいただいております。色んなことを成功事例を含めながらヒアリングすることはですね、審議会にプラ

スになるというふうに我々は判断しての提案でございます。以上です。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。他にいかがですか。率直な、わからないことを含めて、ご意見を伺いたと思います。

【河野委員】

はい。

【橋口会長】

はい、どうぞ。

【河野委員】

今、鎌田委員の発言の中で、全国最下位という話が何度か出ましたが、結果的に全国最下位になっただけであって、全国最下位になったからどうこうっていう話ではないのかなという気がしました。以上です。

【橋口会長】

そうですね。他に何かございましたら。まあ、初めてのことなので、実施するとすればですけども。まあそういう意味では、酒匂委員が先ほど言われたように、どういう効果があるのかということで、当然、改めてやる意義も含めてどうなのかというのが、ここで今、議論になっているところですけども、そういう意味では、他県の、九州でもどこでもいいのですが、そのあたりの実態といいますか、そのあたりを改めてわかる範囲でご説明頂くと少し参考になるのかなとは思いますが、いかがですか。

【賃金室長】

皆様にはメールで共有させていただいたと思いますが、Cランクが13、14県くらいある中で、実際に今年度、Cランクで事業視察を実施しているところは4県だけです。その中に九州で言えば、長崎、熊本、沖縄が含まれています。実施状況はそういうことで、全国どこでもやっているというものではないのですが、例年、当たり前のようにやっているところもありますし、まったくやっていないところもあるというところで、これは実施するかしないかと言えば、少し分かれているところがあるかと思えます。ただ事業視察に関しては企業名とかは出せないのが、情報的には、あまりオープンにはなっていないのが実情です。皆様には各労働局のホームページに載せているものを共有させていただいたところですが、おそらく、あれを見たところで、具体的にはあまりつかめないかも知れませんが、少しでも参考になればと思って事前に共有させていただいたところであります。

【橋口会長】

というような状況のようです。九州は3県やっているというのは比率としては多いのかなとは思いますが、結果、どうだったのかというのはオープンにはされていないので、なかなかわかりづらいところはあるとは思いますが、先行しているところは、続けてやってきているのですかね。

【賃金室長】

実施しているところは、そのようですね。

【河野委員】

沖縄、長崎は、確かずっとやっているようですね。ただ、その結果が審議の中でどう反映されているかというのは、使側の委員に聞く限りでは、直接的なものではなく、ただ実態として「あなるほど」という感じの話で終わっているといったふうには聞いています。

【橋口会長】

他の委員の方々も、公益の方々も、初めてのことで、ご意見があればどうぞ。

【森部委員】

よろしいですか。

【橋口会長】

はい、どうぞ。

【森部委員】

もし仮にやるとするならば、最大2社というところが規程にあるということですけど、そうすると、労側と使側が1社ずつというのがバランスがいいのかなというふうには思いますが、その場合、労側と使側は現時点でかまわないですけど、この企業という形で推薦することというのは可能なのでしょうか。

【河野委員】

推薦というところが、事前に話を企業にして、「こういう形でお願いね」という話をした上での推薦なのか。または、この企業がいいだろうという形で全然先方とやり取りしないままでの推薦なのか、どちらでしょうか。

【森部委員】

そうですね。失礼しました。今、言った質問の意図としましては、具体的な企業の選定ができるかどうかというところの推薦という意味です。両方のところの実態というのを知る必要があるならば、ある程度、例えば使側であれば、この企業が今こういう状況だということをも具体的に見て欲しいであったり、労側であれば、宮崎の特徴をあらわしているこのような企業を見てみたいといった形でやる方が実態という意味ではよくわかるのかなと思ったので、このような発言をさせていただきました。

【酒匂委員】

よろしいですか。そのことで意見を申し上げれば、もし私に「候補をあげてくれ」と言われた時にですね、それは製造業なのか、卸売小売業なのか、サービス業なのか、建設業なのか、それだけでも4業種あります。それに加え、規模が100人未満なのか、50人未満なのか、10人以下なのか。そのような状況で候補を挙げるように言われた時にどこを推薦すればいいのかというところがですね。我々から推薦する以上はそれなりの発言をするような事業主かもしれませんけれど

も、その1社をもって、全ての業種を代表した意見なのか、参考にできるのかといったところが、非常に不安だなという気がします。目的がある訳ですから決して否定はしませんけれども、出てきたその結果といいますか、やったことに対してどこまでそれを受けとめるかというのは、十分慎重に判断していただかないと、審議そのものが変な方向に行くのではないかという心配があります。

【橋口会長】

労側も先ほどご意見が。

【白崎委員】

はい。労側として、ここを見たいとか、そういうことは当然言えると思うのですが、労側の方から「この事業場視察ができるような準備を整えます」ということは当然無理だと思うんですね。労働組合側から「ここは見るができます」と言うのは当然できないと思いますので、そのところは事務局からしていただくことになってますが、こういうところをお願いしますということは、当然希望としては言えると思います。

【橋口会長】

今、まあ、この事業場視察をやる、やらないという判断をしようとしているんですけど、前提としてはね、審議会で各団体の代表とか、労組の代表で、我々が全体の状況を過不足無くできるだけ議論するというのがベースにはある話なので、仮にやるとしても、それをやるから様々なデータがすぐ取れるとか、現場の声がそのまま帰ってくるというふうに、シナリオどおり、そういくかどうかというのは、少し難しいかも知れないです。ただ、やはり現場を一つ見るという、一つの議論の参考材料というのを、今まで無かったところで、探していくっていうかですね。まあ、それくらいで考えないと、色んなことがすぐに現場でわかるという話ではないような、個人的にはそんな気もするんですよ。で、やるとすれば、その後のことを決めておかないといけないこともいくつかあるので、他にご意見がそれぞれ無いとすれば、実施する方向なのかどうか、というあたりを少し決めておきたいと思うのですが、どうですかね。実施はするという方向で、労側は申し出がでているのでやる方向だと推測はしているんですけど、使側はいかがですか。

【河野委員】

実施する方向で進めていただいて、でないと私が止めたと言われますんで。

【酒匂委員】

実施を否定する意味ではないのですが、先ほど申し上げた留意事項、規程の中に「審議の参考とすることを目的とする」という非常に漠とした表現をされていますが、参考というのがどこまでなのかというのがわからないところがですね、非常に厳しいところかなという気がしています。

【橋口会長】

それは規程を作るときにはそうですが、なかなかそのあたりまでしか言えないんですよ。だから審議の一助にするのが本来の趣旨だと思うのですが。それでは、使側もする方向ということでは、よろしいですか。

【中原委員】

ちょっと、よろしいですか。

【橋口会長】

はい、どうぞ。

【中原委員】

運営規程上、「原則として労使双方から1社を推薦し」とあるのですが、この原則としてというのは、

【橋口会長】

えっと、何条ですか。

【中原委員】

第5条です。この原則としてということは、使側から推薦がない場合は、労側推薦の1社のみで実施するということでしょうか。

【基準部長】

それは原則なので、例えば労側の方もですね、根回しは別として会社名をお伝えしていただくことは可能ですというご発言だったと思うんです。で、使側の方もどういう業種なのか、どれを選ぶのか、それによっても審議の方向性に何らかの影響を与えてしまうのではないかというご発言もありました。なので一番理想なのは、それぞれから一社ずつなんですけれども、それもなかなか絞り切れんという話であれば、それでも今の話だと、まだ1回もやられたこともないのに1回くらいみたいな雰囲気になってますけれど、それで根回しは別として、例えば労から1個だけいただいたとしても、その後のこっちの会社との接触もしくは、両方もらえなかったとした場合でも、するという意思判断がここでされたのであれば、事務局の方で何社か、例えば今は労側の白崎委員からいただいているこの条件がありますけど、これになるべく多くヒットするような企業の方を事務局として何社か選定させていただいて、推薦は無いけどこちらからあたるということも、一応、想定はしております。なので、どこか1社、2社選ぶのは無理ということであれば、それはそれで、ご理解いただければと思います。

【中原委員】

うまくいっている会社と、うまくいっていない会社という、そういう区分けといますか、それが一つ考え方としてあるのでしょうかけれども、うまくいっていない会社だとなかなか出せないし、両極端見たところで、どちらが正しいとか、どちらが重い軽いかという判断ではないと思うんですけど。それからすると1社でも十分参考になることもありますので、可能性として1社というのもありえますかねというところを確認したくて質問させていただきました。

【橋口会長】

それは、そういうことでいいですよ。私もそういうふうに理解しているんですけど、色んな条件で2社がいいわけで、それぞれで推薦が出てくるとというのが理想的な形ではあると思うんですけど、それは相手のある話ですので、結果的にどちらかの1社というのもあるということ

すよね。前提としてはね。

【基準部長】

はい。当然、ご推薦いただいてこちらが接触したとしても、会社側の理解というか、ご了解がいただけなければ、それは当然見に行くことがかなわない。ここで行くと決定したとしてもですね。会社側の了解が得られないと、さすがにそこへズカズカと入っていくわけにはいきませんので、了解が得られなければ実施できないということも可能性としてはある。ただ、そこはやってみないとわからないということです。

【橋口会長】

そういうことですね。よろしいですかね。少し意見が色々な角度から出されてきておりますので、事業場視察運営規程も直に何条ということで議論はされておりますけれども、この規程に基づき一つずつ決めていきたいと思えます。よろしいですか。それで最初に実施の可否ですね。第4条の規定に基づく実施の可否について審議をします。次年度、8年度ですね。事業場視察はどのようにするかということで、まず、やるという、実施するという方向でよろしいですか。

(全員承諾。反対意見なし)

【橋口会長】

よろしいでしょうか。全員一致という形になっておりますので。よろしいですね。初めてだからどうしても慎重になりますが、やるということで決めさせていただきます。それで審議の結果、令和8年度は事業場視察を実施するということが、今、決まりましたので、これから少し細かい部分を確認させていただき、そして決めていきたいと思えます。今までの議論とかぶるところもあるかも知れませんが、まず運営規程第5条で「視察事業場は最低賃金額近似値の労働者が多数在籍するなど最低賃金引き上げの影響を受けることが見込まれる事業場、最低賃金改定による影響率が高い業種等、審議の参考となる事業場」とあり、また、「具体的な選定については原則として労使双方から1社を推薦し、事務局において調整等を行う」とあります。労側からの申出書には具体的に事業場名の記載は無いということになっている訳ですが、もう一度あらためて聞きます。今、労使それぞれに推薦事業場はございますでしょうか。議論の中で「あ、この辺がいいかも知れん」というのが浮かぶかも知れませんが、どうでしょうか。

【白崎委員】

なんとなく、こんなところと、私が思っているところはありますけれども、この申出書を提出する段階で具体的な企業はまだ決定しておりませんでしたし、今時点でも特に決まってはいません。

【橋口会長】

使側はどうですか。

【河野委員】

そうですね。それぞれ色々な業種をかかえてらっしゃいますけれども、個人的には、申出書の1番の「パートタイム労働者が多く在籍する業種」ということで、私の経営者協会の組織の中で

いったら〇〇〇さんしか頭に浮かばないのですが。

【橋口会長】

わかりました。そういうところですね。他に補足があれば、「ここがあるよ」とかいうところがあればお聞きしますけれど、大丈夫ですか。

【鎌田委員】

正直なところ、なかなか労使で出しあうのは難しいのではないかなと思うんですよね。事務局の方が色々と情報を持っておられるのかなと思います。

【橋口会長】

そうですね。その意見もありますね。それではちょっと進みますよ。労使いずれからも今現在、推薦事業場はありませんでしたが、今日実施することを決めてすぐの話ですので、審議会の場で特定の事業場を推薦することは、実際のところ難しいものがあると思います。視察事業場の選定について、資料33ページの資料10の運営要領（案）によれば、視察先は1ないし2事業場となっております。2事業場となると、日程調整の結果で視察日が別々の日になる可能性もあったり、視察委員の時間的な拘束が長くなったり等、かなり厳しいものがあるのではという議論も出ました。また、1社にした場合、労使それぞれに考えがあるでしょうから、この場で1社に絞るというのも難しいものがあるだろうと思うんです。ですから、今、なかなか決めづらいとは思いますが、途中でちょっと出ましたけれども、業種とか、事業場の規模というような面でご意見等はございませんか。やる方向は決めましたので、できれば、こんなところがということで、最終的には事務局の調整もあるとは思いますが、その際にも参考になる意見がここで聞ければありがたいのですが。

【白崎委員】

はい。いいですか。

【橋口会長】

どうぞ。

【白崎委員】

特定最賃の中で、やはり地場を代表する企業、産業がいいのかなというふうにも思っております。昨年から私どもも、そのような業種として肉乳関係のところ少し注力しようかと思っておりますので、そういった産業が可能であればお願いしたいということは思っております。

【橋口会長】

はい。使側はいかがですか。

【河野委員】

いや、現段階では具体的なところはないです。

【橋口会長】

こういう業種、規模というのも特にはないですか。

【河野委員】

中小企業の全部の業種の団体をかかえられていますので、あえて今の時点でどこの業種と特定するのは難しいですね。今、肉乳と言われたのでパッと浮かんだのは〇〇〇なのですが、あえて言えば頭に浮かんだのはそこくらいです。

【橋口会長】

まあ先ほどからも、少し踏み込んだ意見も出ているのですけれども、まあ提案ですけれども事業場視察を当審議会としては初めてやるということは決めさせていただきましたけれども、初めての取り組みですので、視察事業場の選定については、今までのぎりぎり出された意見を踏まえた上でですけれども、事務局に一任するという選択もあるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。まあ勿論、日程が少しありますから、今日の議論を踏まえて皆様からも、こういうところはどうかといった意見をよせていただいた上でですけれども、事務局に一任ということでいかがですか。

【河野委員】

一任というか、事務局の方で案を作ってもらって、公労使それぞれの意見を求めるということですか。

【橋口会長】

そういうことで事務局いかがですかね。そういう意味合いでいいですか。

【基準部長】

はい。当然、労使の皆様からご意見はこちらとしましても水面下でお聞きしたいと思っていますので、その上で候補を1ないし2考えさせていただいて、調整に当たりたいと考えています。

【橋口会長】

それでは一応、選定についてはそのような事で決めさせていただいてよろしいですか。

(全員承諾。反対意見なし)

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。それでは、そういうことで進めたいと思います。それでは、視察事業場の選定につきましては、規程第5条の選定基準を踏まえた上で、事務局の方で、よろしくお願いします。一応、視察先は今の段階では2事業場を目指すということですかね。

【貸金室長】

はい。

【橋口会長】

だけれども結果としましては、1事業場のこともあり得るということですね。途中でそういった議論もさせていただきましたので、それを踏まえてですけれども、規程どおり2事業場を目指してということで進めたいと思いますが、あらためて事務局はよろしいですか、そういった考え方で。

【賃金室長】

承知しました。先ほど部長の方からも話がありましたように選定して、案を提案したいと思います。そこで視察を依頼する事業場自体は決まるとは思いますが、素直に承諾が得られればいい話ですけど、もし了解が得られなければ、その時点で事業場視察自体ができなくなる可能性もあるかもしれません。そこは申し訳ありませんが、力不足ということになるかもしれません、ご了承ください。それでよければということをお願いしたいと思っています。

【橋口会長】

今の点はよろしいですか。実施ということで、初めてやるということで、大変積極的な決定をさせていただいたと思いますが、それも規定どおり2事業場目指しましょうということですが、結果的には相手があつて調整もあつての話ですので、2事業場のところが1事業場になるとか、もしくは結果的にできなかったということもあり得るかもしれないことは含んだうえでということよろしいですか。

(全員承諾。反対意見なし)

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。それから続きまして、規程6条の視察人員ですけれども、公労使各2名以内ですので、各1名という選択もあるかと思いますが、一応2名ということで人員を決めるということになるのですが、いかがですかね。

(意見等なし)

【橋口会長】

まあ、これでは1名ないし2名ですから、1名もあり得るということですね。

【酒匂委員】

2名代表で行かれた時の、結果のフィードバックみたいなのはどこで、どのように行われるのですか。

【賃金室長】

運営要領(案)の方に説明がありますが、資料34ページの6のとおり、第2回の本審で報告していただくこととなります。

【岩切委員】

よろしいですか。

【橋口会長】

どうぞ。

【岩切委員】

具体的なイメージとして、視察というふうにお聞きしましたけれど、具体的にはまず会社の方にお邪魔して、社屋に入って、会議室があればそこで関係者からヒアリングをすると。そこで終わるのか、その後に、店舗を見たり、工場を見たりという視察そのもののイメージはしていないのでしょうか。

【橋口会長】

それでは、部長の方から説明をお願いします。

【基準部長】

前者の意見が近いと思います。私が過去にいた労働局で監督課長をしていた時に、その局は事業視察を当然のごとく毎年実施している労働局で、私が視察した時には巨大な電池を作っているメーカーの会社に視察に行ったんですけれども、その時は一応、ラインの工場見学ばいことも少しはあったんですけれども、それを終わった後に、結局、社長さん以下使用者側の皆様からのお話を基礎データ票みたいな、この後のヒアリング票みたいなのがありますけれど、基礎データ票などを見ながら、社長さんからお話を聞いて、その後、労働者側の方からもお話を聞いてというような形で、最初におっしゃったようなヒアリング、メインは会議室みたいなところでヒアリングするというような形でした。なので、そういうお店の中を見るときか、実際営業しているところがどうというよりは、実際の労使のそれぞれの皆さんの現場の声を聴くというイメージの方が近いと思います。

【岩切委員】

店舗なり、工場なりの見学については先方で受け入れるということであれば、許されれば、見ればいいし、無理してお願いすることでもないし、先ほど肉乳とか話に出てましたが、まず家畜、動物関係は近づけないというのもあるので、業種によっても、会社によっても事情があるでしょうし、まあ、色んなやり方があるのではないかと確認したかったものですから。

【酒匂委員】

従業員の方からもヒアリングするのですね。

【基準部長】

その時はそうでした。

【賃金室長】

他局に聞いてみたのですが、実際しているところに、ヒアリング票を作ってますけど、それを事前にお送りしまして、そして労側は直接こちらに返してもらって、事業主側からはそのままもらいます。労側は、例えば事業主に見られたくないようなことを書かれている場合もあるかもしれませんが、とりあえず、ヒアリングを事前を書いてもらって、それをこちらで回収します。

そして、それをまとめたものを皆様に見てもらいまして、それをもとに実際に視察に行くときに自身の質問したい項目を色々とまとめてもらうのがベースになるかと思います。で、追加で視察の時に現場で労働者から直接聞いたり、事業主から聞いたりという形になるかと思います。

【酒匂委員】

つい私が頭に浮かぶのは中小規模事業所なものだから、労働組合もないような団体しか頭に浮かばないものですから、本当に時間を取ってもらって、しかもヒアリングをされるということは実際可能なのかなど。しかもしっかりと面と向かって話してくれるのかなどか、すごく心配になったものですから。

【賃金室長】

もちろん事業主がいる前では聞かないようにしますが、割とフランクな意見が出てくるという話は聞いています。勿論、現実的には中小企業に行く可能性が高いかなと思うのですが、実際、会議室が無いとか、そのような現実的な問題もあると思います。それでは来てもらえばいいかという、これは逆に労の方が来るのが大変でしょうし、実際そうなる、そもそも意見陳述も別にしていますので、最近では労側からしか聞いてないのですが、逆に来てもらうのはどれだけの意味があるか。実際行ってから話を聞かせてもらうのが一番いいかと思っていますので、基本的には現場に行って聞く。ただ、こちら事前にもって準備はしておく、このヒアリング票くらいの把握はしておくというように考えています。

【橋口会長】

後でそのヒアリングの方法ですとか、なかなか日程が無いので、今日できる限り進められるところまで、決められるところまでは、確認しておきたいと思いますので、よろしいですか。視察委員について、今、議論してきましたが、1名ないし2名ということで、決めさせていただいてよろしいですか。

(全員承諾。反対意見なし)

【橋口会長】

はい、よろしくお願ひします。確定した人員については労使双方からの推薦はなかなか難しいということになると思いますが、名前まで出していいただければありがたいのですが、33ページの資料10の運営要領では先ほども少し話がありましたけど、第2回の本審において視察内容の報告をしてもらわないといけないということになっておりますので、そのことも含め、委員の人選というのを考えていただきたいと思います。で、確認しますけれど、ここで労使双方、誰ということが言えるのであればお願ひしたいのですけれども、いかがですか。

【河野委員】

現時点では、言えません。

【橋口会長】

はい。使側は言えません。

【白崎委員】

スケジュール的なものが決まって、来れないということがあるかもしれませんが、現時点においては私と鎌田委員の方で。

【橋口会長】

白崎委員と鎌田委員。

【白崎委員】

はい。

【橋口会長】

ということで、対応したいと。事務局、よろしいですか。

【貸金室長】

はい。

【橋口会長】

はい、わかりました。ということで、労側が名前を出していただいておりますが、公益はどうします。

【森部委員】

スケジュールが決まらないと、わからないので・・・。

【河野委員】

スケジュール、日程が決まった時点で調整をして、行ける人を決めるという形でいいのではないですか。

【橋口会長】

はい、そうですね。労側、本当にありがたいですよ。今日の段階でわかっていることを上げたいのですけれども、今、使側からも言われたように、これは実施時期とも絡む話になると思うんですけれども、実施時期は7月の第1回から第2回本審の間でしたよね。

【貸金室長】

はい。

【橋口会長】

ですから、実際の実施時期については、7月中とくらいしか今は言えないのですが、そのへんの日程がどうかということまで出てくる話ではありますけれども、今、使側からも要望の形でご意見ありましたので、どのあたりまでに、この人員の人选をすればいいかということで、事務局いかがですか。

【賃金室長】

一応、5月までには事業場が確定できると思います。使側から、そのあたりの日程が固まったうえで委員を決めたいという意見がありましたけど、逆に事業場を選定する時点で日程調整に入りますので、できれば5月あたりというのが、7月の予定がその時点で決まっていないう方もいるかもしれませんが、5月中にはそれぞれ委員を選定していただければとは思っています。

【河野委員】

スケジュール調整と人員の調整を同時並行でというわけにはいきませんか。

【基準部長】

結局、どちらを最初に決めるかだと思うんで、会社の方と話を付けて、会社があいているところで、そこの日あいてる人間を入れますという調整方法もあろうかと思うんで、別にそれなしでAさんBさんというふうには決めるのはできるけど、決めたところで、その後、会社のスケジュールが決まって、「その日行けんよって場合になっても御免やで」という話でよければ言えるってこともあるかも知れないですけど、どちらを先に決めるか問題なので、いずれにしても、この運営要領の方で4月から5月中旬くらいまでに事業場選定となっているので、正直5月までにはここ受けてくれそうっていう会社を決めたいと思いますので、その時点で労側からもお二人ということでお話しいただいているんで、その時点でこっちで使側に「この会社のこの日だったらあいているというお話ですけど、どうですか」という提案をして、使側から、だったらこのメンツでということで推薦いただければいいのかなと思います。なんか今、ここまでの議論で使側からのお話を聞いていると、会社の方、先に決めてくれればみたいなお話しだったと思うんで。

【河野委員】

こっちのスケジュールでいくと、皆さん、空きが殆どなくて、無理やり作るっていう話になると思いますので。

【基準部長】

では、行く人間のスケジュールはとりあえず別として、会社の方のスケジュールを第一優先にして、そこに、その日行ける人間を入れるということで。

【橋口会長】

ということですね。わかりました。ここで、あらためて確認いたします。人員の方についてですね、視察にあたる委員の件については、労側は白崎委員と鎌田委員ということでお名前をあげていただきまして、ありがとうございます。その上で使側と公益側については今日の人選ということにはなりませんので、流れ次第で視察先の選定を優先することが前提でありますけれども、おそらく5月中くらいまでには人員を決めてもらっておかないといけないうことで、ご了解をいただきたいと思います。その上でですけども、引き続き運営要領を決められるところは決めたいと思いますが、先ほどから出ている実施時期ですけども、要領では第1回本審から第1回専門部会の間というふうになっておりますので、大体の時期としては7月上旬から下旬にかけての時期になるのではないかとということですけど、よろしいですか。そういうことで。

【鎌田委員】

はい、よろしいでしょうか。

【橋口会長】

どうぞ。

【鎌田委員】

資料の29ページの第2条を見れば、事業場視察は6月1日から7月31日までなんです。6月1日からやりましょうと。これは審議会に活用するためということだと思います。そして33ページを見ると、具体的に実施時期が7月と書いてあって、今、口頭でも第2回の本審までということだったのですが、ここで少し時間軸を見た場合、第2回本審の時にその報告を入れるのが、他の県もそうなのかなと思いながら見ていたのですが。というのは、第2回は宮崎の場合は労使見解表明が出てくるのではなかったですかね。

【橋口会長】

それは、その後の専門部会ですよ。

【鎌田委員】

金額が出てくるのは。

【橋口会長】

金額が出てくるのも専門部会ですね。

【河野委員】

第2回本審の後の専門部会。

【鎌田委員】

同日ですよ。同日の中で労使表明があって、金額提示まで入ってくるということですよ。例えば、第1回の本審の中で報告というのは入れることは不可能なのでしょうか。第1回の本審で報告をうかがえれば、我々も第2回の際に活かせるかなというのはあるんですよ。

【賃金室長】

第1回の際に諮問になるじゃないですか。具体的にここから調査審議をしてくださいという諮問をしますよね。そうすると、やはり、それより前にできるのかというところがあります。現実的には第1回の本審の後に事業視察は行うべきかと思っけています。

【鎌田委員】

なるほど、諮問してから。

【賃金室長】

でも丁度、1か月あきますよね。専門部会の委員の推薦とかありますんで。できるとしたら、そこかなと。やはり1回でも本審が終わってないと、なかなか事業視察だけを抜き出して先行し

て実施するというのは、ちょっとどうかなと個人的には思っています。

【鎌田委員】

他県はどうしているのですか。諮問しないと、それができないと。

【賃金室長】

それは、すみません。そこまでは調べてないです。

【鎌田委員】

繁忙期に入ってくるところも多いですし。

【賃金室長】

どちらかと言うと、印象では専門部会のあたりで、実施しているところが多いかと。となると、1回目の本審より後になると思います。

【橋口会長】

鎌田委員、よろしいですか。

【鎌田委員】

どうやって活かせるものかと考えていたのですが。

【橋口会長】

できる限り、ちゃんと活かせるほうがいいのだけれども、審議日程の関係もあるので、少し見えないところはあります。一応、この場では運営要領に沿った形での実施ということで確認させていただきます。

それで、その後の話としては、ヒアリングの問題とかが出てきますが、ちょっと時間の関係もありますので、ヒアリング票とか、移動の仕方ですね。イメージとしては、視察先が決まって、選定された委員の方が集まって事業視察を実施すると、そういう流れなのでしょうけれども、実際にどうやって行くのかというのがありますので、ここで集まって全員で一緒に行くということも予想されると思うんですけど。そのあたりの移動の問題、またヒアリング票について細かなところを、今、この後の時間で議論するというのは難しい感じもしますので、私としてはそのあたりは事務局の方で調整していただいて、またご提案願うということではいかがかなと思うんですけど、どうですか。よろしいですか。

(全員承諾。反対意見なし)

【橋口会長】

あと、事務局としては、ここでもう一つ確認が必要なことがあれば。

【賃金室長】

33 ページの資料10の運営要領(案)を固めてから、今日、この場でお示ししたかったんですけど、これも含めてですね、あらためて、今日決まった部分をリバイスしまして皆さんにお示し

したいと思います。また、ヒアリング票に関しては初案としておりますし、まだ時間的に余裕もありますので、この後、じっくり見てもらいまして、こういうのは削除した方がいいとか、加えた方がいいとか、そういったご意見をいただいた上で固めていきたいなと思います。とりあえず、要領案に関してだけは早めに、今日決まったことぐらいを皆さんにメールで共有させていただきたいと思います。それによろしければ、事業場視察に関してはこれで十分かなとは思っています。

【橋口会長】

今、ご報告いただいたとおりで、33 ページの資料 10 ですね。これは案となっておりますので、できれば今までの議論を踏まえて、今日この場で取りまとめをしてもらって、一度確認して可決なりするというのが段取りとしてはいいのだけでも、それは時間的に少し難しいと私は判断しますので、この運営要領（案）については今日の議論を踏まえ、確定した事項を事務局の方で取りまとめていただいて、後日、配布あるいは通知していただくということですよ。

【貸金室長】

ヒアリング票に関しても、5 月中あたりまではご意見いただければ反映できるかと思っておりますので、こちらの方は少し余裕をもってご意見いただければと思います。

【橋口会長】

ということで、皆さんよろしいですか。

【重黒木委員】

一点だけ質問してよろしいですか。

【橋口会長】

どうぞ。

【重黒木委員】

この運営要領の 5 の視察項目ですけれども、先ほど室長からも事前にヒアリング票を記載していただいて、それを事務局に返していただくということだったのですが、この項目を見ると「参加する委員は」とありますが、このヒアリング票は事業場視察に行く委員にしか事前に見ることはできないのか、私たち視察に行かない委員も事前に拝見して参加する委員にこういったことを質問してもらえないかってお願いすることはできないのかを、お聞きしたいのですが。

【橋口会長】

その点、いかがですか。

【貸金室長】

あくまで委員限りにおいては、労側のみ、使側のみ、それぞれ共有していただくのは別に構いませんけれど。

【橋口会長】

それ、審議会の委員という意味ですよ。

【賃金室長】

はい、審議会の委員ということです。それ以上は広げないというのが前提となります。

【橋口会長】

可能だということで、いいと思います。

【久富委員】

はい。よろしいですか。

【橋口会長】

どうぞ。

【久富委員】

ヒアリング票で事業主用というのは、ある程度、対象としているところはわかるのですが、労働者用というのは、ヒアリングする方の個人的主観なのか、労働者が複数いる中で、意見を集約してこのヒアリングシートにまとめて、ヒアリングを受ける方が労働者の代表として受けるものなのか、どちらなのかがわからなかったのですが。

【賃金室長】

そこは前提としては労働者個人、一個人のということになります。

【久富委員】

個人の感覚で、お一人。

【賃金室長】

ただ大きい事業場になると全員の労働者からそれをいただくかという、そこはなかなか難しいところがありますので。

【久富委員】

提出する相手も、お一人。

【賃金室長】

はい、一人になります。

【久富委員】

お一人の感覚を聞くというものになるのですかね。

【基準部長】

ヒアリングする人数については別に、具体的にこの要領（案）にも、規程にも多分無いと思うんで、企業さんが、社長以外にも部長が何人かいれば、使側が1人の時も3人の時もあるでしょうし、労側も「私1人でみんなからいっぱい言われるのは怖い」というのであれば1人でなくて

3人の場合だってあると思います。で、当然、労働組合がある企業さんであれば個人の意見ではなくて組合として集約したものをまとめて出して来られるでしょうし、労働組合がない企業さんだったとしても「私個人の意見になっちゃうと、何かあれだから」って言って何人かに聞いて意見を集約して出てくる場合もあるでしょうし、それは特段、こっちから制約をかけようとは思ってはいないです。

【久富委員】

色んな場合が想定されるという認識でよろしいですか。

【基準部長】

はい。

【橋口会長】

よろしいですか。

【久富委員】

はい。

【橋口会長】

また、これは選定事業場の規模とかね、人員規模とか、そのへんによって内容が変わってくるのかなというふうに思うのですけれども。色々そこは柔軟に対応していただくということで理解をしましたがけれども、皆さんよろしいですかね。それでは他に気になる点とか、ご質問、ご要望はございませんか。

(質問、要望等、特になし)

【橋口会長】

よろしいですかね。それでは先ほど言いましたように、今日出た要望もございましたので、そのあたりも含めて要領(案)、あわせてヒアリング票等をですね、後日になります事務局の方でまとめていただいて、皆さんに周知していただくということを確認したいと思います。で、あわせて、この肝心の視察事業場ですね。その選定についても調整等を事務局に一任しましたので、その点、労側、使側とも意見交換しながらということになると思うのですが、決定を進めていただきたいと思います。あわせて5月くらいですかね。中旬くらいには選定事業場と視察の委員ですね。使側、公益側の視察委員も決めていただくというような段取りになるのかと思いますので、あわせてよろしく願います。よろしいですか。それでは議題3を終えまして、議題4に移ります。事務局よろしいですかね。

【賃金室長】

はい。

【橋口会長】

それでは、議題4「令和8年度審議日程(案)」について事務局から説明をお願いいたします。

【賃金室長】

はい説明いたします。資料35ページの資料11の方をご覧ください。次年度の令和8年度の審議日程（案）になります。次回皆様がお集まりになる予定の第1回本審の日程くらいははっきりした形でお示したかったのですが、何分現時点では、中央の審議日程が明らかになっていないことから、未確定な部分が多くなっている状態での提案とはなっております。何卒、ご理解頂ければと考えております。8年度の審議日程（案）につきましては、基本的には、地賃の専門部会の回数を4回で計画しているところも含め、今年度を踏襲した計画としております。まあ、あくまで案でございます。実施することが決定した事業場視察については、日程（案）に予定として追加しております。

続いて、資料37ページから44ページの資料12は本省が示した令和8年度の「地域別及び特定最低賃金の答申要旨の公示日別最短効力発生予定表」になります。次年度、令和8年度の宮崎地方最低賃金審議会の審議日程につきましては、中央の日程が固まり次第、あらためて、日程調整をさせて頂きたいと考えております。委員の皆様には、今年度と同様にということでございましたら、7月上旬から9月上旬にかけて日程確保及び日程調整にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。

【酒匂委員】

よろしいですか。

【橋口会長】

どうぞ。

【酒匂委員】

後ほど、まとめて発言をさせていただく時間を取ってもらおうと思ってまして、そこで申し上げようと思っていたのですが、ご説明によると、今回は4回専門部会を予定しておりますが、これはあくまで案だということで、5回あるいは6回もあるかも知れないということを前提としておいてよろしいでしょうか。私としましては今年度の自分なりの反省を踏まえたと、できれば、より慎重で丁寧な議論の時間の確保を是非お願いしたいなと思ったところでございます。

【賃金室長】

回数にこだわるつもりはありませんけど、ご意見として。4回というのは、あくまで案ということで、ただ今年度と同じような回数でとりあえず確保したいなという考えもありました。

【橋口会長】

ということで、よろしいですか。

【酒匂委員】

はい。

【橋口会長】

他にご意見ございませんか

【鎌田委員】

はい。

【橋口会長】

はい、どうぞ。

【鎌田委員】

労側の希望という形でとらえていただきたいと思います。昨年を振り返りますと、専門部会が途中で一週間以上開かれず、勿論、日程が取れなかったというのがあったかというふうに思います。これはやむを得ないのですが、ただ可能であれば、公労使ともにですね、ゾーンは大体決まっているかと思しますので、なるべく一週間以上あかないような日程設定ができるように、お互い、労側も努力してまいりたいということも含めて、発言いたします。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。他にございませんか。今の審議日程についてですけど。

(発言等、特になし)

【橋口会長】

それではご要望もできましたので、事務局の方は、中央の日程が固まり次第ではありますが、今の意見を踏まえた上で、あらためての日程調整をよろしくお願いします。

【賃金室長】

承知しました。

【橋口会長】

それでは最後に「その他」委員の皆様から何か議題として取り上げたい事項など、ございませんでしょうか。

【酒匂委員】

はい。一件だけ、発言させていただきます。

【橋口会長】

酒匂委員、どうぞ。

【酒匂委員】

資料を配らせていただきますので、お願いします。

(酒匂委員から提出された「要望書」「資料」を配布)

【酒匂委員】

では、よろしいでしょうか。後の座も迫っている中でお時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。今、「要望書」とですね、「商工会地域における中小企業・小規模事業者の賃金引上げ等の状況」という資料を配らせていただきました。今年度の最低賃金の審議に当たりましては、反対の立場から専門部会を途中退席し、最終の審議会も欠席をさせていただきました。そのため、その際、十分に意見を申し上げられなかったということ、あるいは、また先ほど来から実態把握が必要との議論もありましたけれど、賃金引上げによりまして商工会地域の事業者が如何に厳しい状況に置かれているかをご理解いただきたいと思います。来年度の審議に向けての要望書という形で、意思表示をさせていただくものでございます。

まずは、「賃金引上げ等の状況」でございます。これは、去年の最低賃金引上げを受けて、商工会地域の会員事業者を実施したアンケートの結果を取りまとめたものでございます。2月16日に開催されました「みやざき働き方改革推進会議」、いわゆる「宮崎版政労使会議」の場でも、当会の淵上会長から報告、説明させていただいたものです。1枚めくっていただきまして、裏表紙にございますとおり、11月16日の最低賃金引き上げ後の12月1日から1月15日にかけてメール及び窓口での聞き取りで実施したものでございまして、444社から回答があったものです。1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。まず、賃上げ状況についてでございます。左側の円グラフ、商工会地域の事業者も全国的な動きに合わせて6割以上の事業者が賃上げを行っておりますけれども、右側の棒グラフ、売り上げ規模が小さくなるにしたがいましてその割合は小さくなっており、小規模な事業者ほど、対応できていない状況にございます。その下、3ページをご覧ください。左側、賃上げへの具体的な対応といたしましては、人件費以外の経費削減や、価格転嫁などが取られておりますけれども、4番目、「具体的な方策がとれず事業がひっ迫している」という回答も、上位にございます。そのため、右側、来年度の最低賃金については半数近くが「現状の金額を維持すべき」としてございまして、もし来年度引上げられましたら、取るべき対応が「特にない」、一番下でございますけど、また「既存事業の縮小」「事業継続が困難」と、厳しい経営環境を示す回答も多くなっております。4ページをお開きください。結果、今回の最低賃金引上げにつきましては、負担になっているとの回答が9割近くに上っております。その下、5ページをご覧ください。価格転嫁についてでございます。賃金引上げの対応の中で、価格転嫁というのが答えとして上がっておりますけれども、実際、ある程度価格転嫁ができていない事業者は、26.1%に対しまして、価格転嫁が全くできていない事業者も31%にのぼっております。事業者にとって、価格転嫁が如何に難しい状況かを示しています。6ページ、最後のページをお開きください。価格転嫁ができていない理由といたしまして、「消費者の低価格・節約志向」「他社との競合」「何度も値上げができない」などがあげられております。以上がアンケートでございます。

資料を替えていただきまして、A4一枚紙の「要望書」をご覧ください。こうした事業者の厳しい現状を踏まえまして、法的拘束力のある最低賃金の決定に当たりましては、より慎重な審議が必要だと思っております。そのため、私からは3点、要望をお願いいたします。まずは「中央審議会に総括を求めること」ということでございまして、数年に及びまして中央最低賃金審議会の目安と地方の決定額とに大幅な乖離が生じていることを、中央最低賃金審議会はどう総括されるのか、お問い合わせをお願いいたします。このことは、今年度の審議開始に当たり、お尋ねし

ましたけれども、明確なお答えをいただけませんでした。目安を参酌するようにと強い要請を受けながら、大きな乖離がみられているというのは、中央最低賃金審議会の目安の意義そのものが問われている状況だと思います。このことについて中央最低賃金審議会はどう総括されたのか、されるのか、お問い合わせいただき、結果をお聞かせくださるようお願いをいたします。

2点目が、十分な審議時間の確保でございます。今回の審議におきましては、4回の専門部会が開催されましたが、最後まで労使間の委員の溝が埋まらなかったということから、公益委員から見解が示され、その日のうちに数時間のうちに決定されるということになりました。その間、当方には公益委員から示された根拠を十分に精査、検討する時間がございませんでした。令和8年度の審議におかれましては、十分な精査、検討の時間を確保されるよう要望いたします。

最後、3番目でございますが、納得感の得られる明確な根拠・データに基づき、最低賃金を決定されるようお願い申し上げます。1点目に通じることでございますが、中央最低賃金審議会の目安は様々なデータをもとに決定されているものと推測いたします。それを参酌するようにと求められているわけでございますので、したがって、それを大きく上回る引き上げを行うのであれば、目安との差の理由・根拠を明確にする必要があると感じております。今回の公益委員見解では「Cランクにおける消費者物価指数の上昇率に対し、宮崎市の数値が約1.073倍と高いこと」を挙げられましたけれども、このことだけを持って決定するのではなく、様々な数値をもとに、事業者の賃金支払い能力を含め、いわゆる法定3要素について慎重かつ総合的な検討を行い、判断をすべきだったと思っております。令和8年度の審議におかれましては、最低賃金が法定拘束力を持つものであるということと、先ほどのアンケート結果にもございましたように、事業者の厳しい状況を踏まえまして、納得感の得られる明確な根拠・データに基づき慎重に決定されるよう要望いたします。以上でございます。すみません。よろしくお願ひいたします。

【橋口会長】

はい、ありがとうございました。要望書は局長とあわせて会長の私の方へということにもなっておりますので、一言でございますけれども、当審議会に係る要望につきましては、今示されました非常に貴重な声、中小事業者の貴重な声も含めて、資料で示されていると感じました。会長としてはしっかりと承っていきたいというふうに思います。中央審議会に係る要望もありましたけれども、事務局の方から回答はありますか。

【労働局長】

私の方からお話しさせていただければと思います。酒匂委員からの要望のこの記の1、中央最低賃金審議会の方ですけれども、議事録がまだ公開されていけませんので、審議の詳細はまだ把握していませんが、2月27日に改定された中央最低賃金審議会における検討事項の中で、近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引き上げについて、検討事項として取り上げられているところでございます。その中央最低賃金審議会でも検討結果が、酒匂委員の要望のとおり、令和8年度の審議開始前までに公表されるかどうかは現時点では未定ではございますが、検討結果が公表され次第、委員の皆様方には、お伝えしたいというふうに考えているところでございます。

あと、記の2と記の3につきましてはですね、令和8年度の審議会を進めるに当たって、意見、要望として賜りまして、事務局としましても引き続き委員の皆様方の意見、要望等を踏まえまして、円滑かつ納得感の得られる審議運営に努めてまいりたいと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、酒匂委員からのこの「商工会地域における中小企業・小規模事業者の賃金引上げ等の状況」といいますのは、酒匂委員の方からもお話がありましたが、2月16日に開催されました宮崎版政労使会議で配布されたものと同様のものとなっておりますので、政労使会議の終わった後に、宮崎における中小企業の実態、意見として、本省の方に情報共有はさせていただいております。私の方からも、これをすぐに送って、宮崎の実態を正確に理解してほしいというようなことは伝えておりますので、この場で報告させていただこうかと思います。私からは以上です。

【橋口会長】

ありがとうございます。酒匂委員、よろしいですか。

【酒匂委員】

はい。過分な回答をいただきまして、ありがとうございます。よろしく願いいたします

【橋口会長】

他に、何か取り上げておきたい事ございますか。はいどうぞ。

【白崎委員】

酒匂委員から資料をいただきまして、切実な状況、置かれている状況を理解させていただきましました。ありがとうございます。是非、このような形で見せていただくと私どもも把握しやすいのかなと思いますので、色々な場面でこのような数値で見るとわかりやすいかなと。大変だというのは、何が大変なのかも、私どもが勉強不足でわからないところもありますので、是非、このような形で示していただければと思ったところです。また併せまして、私の方から要望がございまして、酒匂委員からも令和8年度の審議においては十分な精査、検討の時間を確保されるようにというのがございました。先ほどは専門部会の回数を増やしてはどうかという意見もありました。私の方からの要望といたしましては、これまで専門部会が終わった後、どんな時間であろうと、第3回の本審があり、そこで、採決をするというような状況でありましたけれども、他県と比較するわけではありませんが、他県においては、専門部会で結審した後に、本審を翌日とか別の日にやっているところもあろうかと思っております。この専門部会でしっかり論議する中で、専門部会以外の委員の方が待機している状況もある中で、本当に待機している時間が、言い方が悪いですが、何も無い時間になってしまう。それを考えた時にはしっかり論議をして別な日にでもいいのではないかなと思いますので、そこを一点、要望させていただきたいと思っております。よろしく願いします。

【橋口会長】

はい。事務局、要望としては、よろしいですか。

【賃金室長】

はい。

【橋口会長】

他にございませんか。

(特に無し)

【橋口会長】

よろしいですか。それでは、これで審議は終了することとします。本日の議事録については、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議無し)

【橋口会長】

異議なしということで、それでは議事録は公開とします。議事録の確認は冒頭の事務局説明のとおり、白崎委員と河野委員にお願いいたします。

最後に、本年度、今日で最後という審議会の終了にあたりまして、局長からご発言がございます。よろしくお願いいたします。

【労働局長】

本日は、年度末のお忙しい中、審議会に御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。本年度最後の審議会ということで、一言、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

今年度の審議会を振り返りますと、昨年8月4日に示された中央最低賃金審議会の答申では、最低賃金引上げの目安額が64円という過去最高の額が示されましたが、橋口会長はじめ、委員の皆様方には、宮崎県内の経済状況等及び県内労働者の生活の維持・向上等を十分に考慮された答申を賜ったところでございます。そのご尽力に対しまして、改めて感謝申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

改定後の最低賃金につきましては、宮崎県内の労働者、事業主、各団体等に対しまして、業務改善助成金をはじめとする各種支援策の活用と併せて、幅広く周知・広報に努めるとともに、改定最低賃金の履行確保のため、最低賃金法違反が疑われる事業場を選定のうえ、令和8年1月から3月にかけて集中的に監督指導を行っているところでございます。

次に、今後の最低賃金に関してですが、昨年11月21日に「強い経済」を実現する「総合経済政策」が閣議決定されて、物価上昇を上回る賃上げの実現、家計の実質所得の確保をベースに、適切な価格転嫁と生産性向上支援等、最低賃金の引上げを可能とする環境整備、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を今後とも図るとされているところです。

宮崎県は、中小企業・小規模事業者が大半を占めているということから、引き続き、きめ細やかな支援や取引適正化等、賃上げしやすい環境整備に関係機関を含めたオール宮崎で取り組むことが重要であると考えているところでございます。この点におきまして、先般、河野知事、宮崎市の清山市長をはじめ、労使及び関係機関の多くの皆様方にご出席いただいて開催した地方版政労使会議において、参加団体が連携協力しながら賃金引き上げの環境整備を進め、賃上げや働きやすい職場づくりに取り組む企業を後押しすることを、さらには県民及び県民企業に向けて価格転嫁の理解や性別役割分担意識の見直しなど広く呼びかけるための共同メッセージを初めて採択し、発信したところでございます。労働局としましても、この共同メッセージを広く県民、県内企業の皆様に呼び掛けていくとともに、賃金引き上げの環境整備に向けて関係機関、団体の皆

様と連携してしっかり取り組んでいきたいと考えております。そして価格転嫁の円滑化に関する協定も結んでおりますし、その構成機関として、中小企業・小規模事業者の賃金引き上げの原資の確保に繋がるよう各種助成金等の積極的な周知、広報、活用を呼びかけていきたいと考えております。

委員の皆様には、次年度の審議においても大変責任の重いお役目をお願いすることになります。引き続きご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、皆様のご健勝・ご活躍を心よりお祈り申し上げまして、今年度の審議に対しての御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【橋口会長】

はい、ありがとうございました。局長からご挨拶いただきましたけれども、私からも、今日、今年度最後ということでございますので、一言、お礼を申し上げたいと思います。各委員の皆様には、今年度1年間にわたり審議会の円滑な運営にご協力いただきまして本当にありがとうございました。本日も大変率直な議論をいただいたところです。これによって来年度初めて事業場視察も実施をするということで決定をさせていただきました。これも含めてありがとうございました。昨年は、審議会とはどういうものなのかということで、私も少し考えたことがあったので私見を述べさせていただきましたけれども、毎年毎年、額もそうなんですけれども、我々が地域のところでよって立っている住民の方々にとって、この最低賃金というのが、その重みというのが、いつも重いんですけど、さらに重くなっているということを痛感する一年でもございました。

そういう中で、今日も要望が出されておりますので、慎重な審議を目指すということをお今日また改めて、来年度がすぐに控えていますので、心に期しているところでございます。審議の場、率直に公労使といいますか、3者で選ばれた委員で、率直な議論で、それぞれ本当に自由闊達な議論をやるということがまず第一でございますし、その上で去年も申しましたように、本当に一つにまとまった政案を作るというのが、我々の使命でもありますので、知恵を出しあってやっていくという仲間の関係もありますよねというのを昨年言わしていただいたんですけど、そういうことで、さらに難しい舵取りと言いますか、議論に来年度もなるんだろうというふうには思いますが、どうぞ、最後まで力をあわせて乗りきっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員